

資 料 提 供	
平成22年11月15日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (木 村)
電話 (内線)	0857-26-7043

平成22年11月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成22年度鳥取県一般会計補正予算
 議案第 2号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
 議案第 3号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算
 議案第 4号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算
 議案第 5号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算
 議案第 6号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 7号 鳥取県基金条例の一部改正について (財政課)

中山間地域等直接支払制度に係る国の交付金による助成方式が、平成22年度から変更となったことに伴い、鳥取県農地を守る直接支払基金を廃止するものである。

(概要)

助成方式の変更内容

現 行 市町村への交付金に充当するための資金を基金に積み立てるため必要な経費を交付する方式



改正後 当該年度の所要額を交付する方式

[平成23年2月1日施行]

議案第 8号 財産を無償で貸し付けること (皆生養護学校敷地) について (教育環境課)

相 手 方 : 米子市

貸 付 財 産 : 普通財産

種 類	所在地	数 量	摘 要
土 地	米子市新開一丁目 1400 番 16 号	土地 241 m ²	皆生養護学校敷地

貸 付 期 間 : 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

無償貸付理由 : 市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第 9号 財産を無償で貸し付けること (鳥取大学附属小・中学校整備事業用地) について (教育環境課)

相 手 方 : 鳥取市

貸 付 財 産 : 普通財産

種 類	所在地	数 量	摘 要
土 地	鳥取市湖山町南四丁目 201 番 2 号外 12 筆	土 地 6, 126.95 m ²	鳥取大学附属小・中学校整備事業用地

貸 付 期 間 : 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

無償貸付理由 : 市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第10号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について（文化財課）

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、公有化年次計画に基づき、本年度中に追加して用地を取得するものである。

（変更の概要）

相手方：変更前 鳥取市個人 ほか20名

↓

変更後 鳥取市個人 ほか29名

譲渡財産：下表のとおり

変更前				変更後			
所在地	種類	数量	取得予定価格	所在地	種類	数量	取得予定価格
鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか27筆	土地	30,947.37㎡	346,049,871円	鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか41筆	土地	46,395.58㎡	603,616,190円

議案第11号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

（道路建設課）

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①農道保全対策事業において、県が管理しない施設整備に限り市町村に負担を求めることを明確にする。
- ②平成22年度から農山漁村地域整備交付金が創設されたことに伴い、平成22年度以降に実施される新規地区の農道整備事業については、経営体育成基盤整備事業の通作条件整備型により実施されることになったため、新たな事業区分を創設するとともに、受益が見込まれる市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）

事業区分	負担すべき額
通作条件整備型のうち、基幹農道整備の一般型	工事費の100分の6.7に相当する額
通作条件整備型のうち、基幹農道整備の保全対策型	工事費の100分の25に相当する額
通作条件整備型のうち、一般農道整備	工事費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、工事費の100分の20に相当する額。

議案第12号 損害賠償の額の決定について（財政課）

損害賠償の相手方：鳥取市 企業

損害賠償の要旨：県は、損害賠償金1,500円を損害賠償の相手方に支払う。

概要：県（西部総合事務所）が損害賠償の相手方と締結した蛍光灯型LED照明等の物品売買契約の履行に当たり、県が約定の支払期限内に支払を完了せず、8日経過後に支払を完了したことにより生じた損害について、当該物品売買契約書の規定に基づき請求された遅延利息を支払うものである。

議案第13号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（小中学校課）

和解の相手方：伯耆町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 3,300 円を和解の相手方に支払う。

概要：教育職員免許状の授与申請書について、添付書類が一部不足していたため、和解の相手方に返送したところ、郵便物が不着となり、申請書に貼り付けられていた鳥取県収入証紙を紛失したため、紛失した鳥取県収入証紙相当額を支払うものである。

議案第14号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標の制定について（産業振興総室）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが達成すべき業務運営に関する中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第15号 当せん金付証券の発売について（財政課）

平成23年度宝くじ発売総額：52億円以内

（平成22年度宝くじ発売議決額：55億円以内）

議案第16号 平成21年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

歳入 384,216,687千円

歳出 367,544,149千円 翌年度に繰り越すべき財源 4,380,777千円

差引 16,672,538千円 実質収支 12,291,761千円

各特別会計決算額総計

歳入 119,264,655千円

歳出 117,023,639千円

差引 2,241,016千円

議案第17号 専決処分の承認について

(1) 損害賠償等請求事件及び代位求償請求事件に係る訴えの提起について（平成22年10月27日専決） （道路企画課）

相手方：岡山市内 企業（損害賠償等請求事件）

岡山市内 企業（共済組合）（代位求償権請求事件）

訴えの内容：平成19年1月30日に国道179号線の人形峠付近で起こった交通事故に係る損害賠償等請求事件及び代位求償請求事件について、平成22年10月19日言渡しのあった岡山地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。

議案第18号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事企画課）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与改定を行うものである。

（概要）

・期末手当：支給割合を年0.04月分引き上げ

平成22年12月に支給される期末手当 現行 1.30月分 → 改正後 1.34月分

平成23年度以降に支給される期末手当 現行 年2.41月分 → 改正後 年2.45月分

〔 6月に支給されるもの 現行 1.11月分 → 改正後 1.13月分 〕
〔 12月に支給されるもの 現行 1.30月分 → 改正後 1.32月分 〕

[平成22年12月1日施行]

報 告 事 項

報告第 1号 平成21年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額 (円)
喜多原学園改築事業費	18～21年度	679,734,300
とっとり出合いの森管理作業舎改築等事業費	20～21年度	28,309,575
鳥取県自動車運転免許試験場移転整備事業費	19～21年度	986,545,528
県立学校耐震補強計画策定費	19～21年度	109,444,300
高等学校環境配慮先進事業費	19～21年度	9,225,804
倉吉養護学校校舎内部改修事業費	20～21年度	71,604,750
妻木晩田遺跡調査整備費	19～21年度	345,387,001
博物館空調設備改修事業費	19～21年度	122,644,631

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成22年10月18日専決）

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 571,340 円について、平成 22 年 11 月から全額返還するまで毎月 5,000 円ずつ県に支払うこと。

(2) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について（平成22年10月22日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：甲 県営住宅の入居者 1 名

乙 甲の保証人 1 名

和解の要旨：
・ 県は、和解の相手方甲に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。
・ 県は、和解の相手方甲に対してなした駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該駐車場使用許可に基づく賃借権を有することを確認する。
・ 県及び和解の相手方は、和解の相手方甲が平成 22 年 9 月分までの未払家賃 184,800 円及び未払駐車場使用料 26,330 円を県に支払済みであることを確認する。
・ 和解の相手方は、損害賠償金 175,434 円の支払義務があることを認め、平成 22 年 12 月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払う。
・ その他、今後の家賃及び駐車場使用料未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。

(3) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について（平成22年10月25日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：甲 県営住宅の入居者 1 名

乙 甲の連帯保証人 1 名

和解の要旨：
・ 県は、和解の相手方甲に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。
・ 県は、和解の相手方甲に対してなした駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該駐車場使用許可に基づく賃借権を有することを確認する。
・ 県及び和解の相手方は、和解の相手方甲が平成 22 年 9 月分までの未払家賃 248,907 円及び未払駐車場使用料 36,266 円を県に支払済みであることを確認する。
・ 和解の相手方は、損害賠償金 266,037 円の支払義務があることを認め、平成 22 年 12 月から全額返還するまで毎月 22,000 円ずつ県に支払う。
・ その他、今後の家賃及び駐車場使用料未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。

(4) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解の申立てについて（平成22年10月27日専決）

(住宅政策課)

和解の相手方：甲 県営住宅の入居者1名

乙 甲の連帯保証人1名

和解の要旨：
・ 県は、和解の相手方甲に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。
・ 県は、和解の相手方甲に対してなした駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該駐車場使用許可に基づく賃借権を有することを確認する。
・ 県及び和解の相手方は、和解の相手方甲が平成22年8月分までの未払家賃143,600円及び未払駐車場使用料4,800円を県に支払済みであることを確認する。
・ その他、今後の家賃及び駐車場使用料未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年11月2日専決）

(警察本部会計課)

和解の相手方：国

和解の要旨：県は、損害賠償金303,188円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成22年4月27日、警察本部警務課の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、運転操作を誤り、走行車線を外れて歩道に逸脱し、和解の相手方が設置するガードパイプに衝突し、同ガードパイプを破損させたものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年11月2日専決）

(警察本部会計課)

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金11,445円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成22年7月31日、倉吉警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故捜査車）を側道の左側に停車させ、後方確認しないまま、降車しようとドアを開けたところ、後方から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年11月7日専決）

(人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還および訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年11月7日専決）

(人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還および訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年11月7日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還および訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(10) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年11月7日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還および訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(11) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年11月7日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還および訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(12) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年11月7日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還および訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年11月7日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還および訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(14) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年11月7日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還および訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(15) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年11月7日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還および訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年11月11日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：岡山市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 276,949 円（県過失8割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成22年10月7日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故捜査車）を運転中、十分な安全確認を行わないまま対向車線へ転回したため、前方から同車線を直進してきた第三者が運転する和解の相手方使用の小型乗用自動車危険回避したところ、操作を誤って路外に逸脱し、同車両が破損したものである。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 13件